

# 竹原市こども計画（仮称）の策定について

## ○策定の趣旨、位置づけ

竹原市では、子ども・子育てに関する総合的な計画として、子ども・子育て支援法<sup>※1</sup>に基づき、令和2年度からの5年間を計画期間とした、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する様々な施策を推進してきました。

令和6年度に計画期間が終了することから、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定するところですが、令和5年4月に施行されたこども基本法<sup>※2</sup>により、市町村こども計画を定めるよう努めるものとされたことから、このたび「竹原市こども計画（仮称）」として、一体的に整備することとしました。

なお、本計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」及び成育医療等基本方針に基づく「成育医療等に関する計画」を一体として策定するものです。

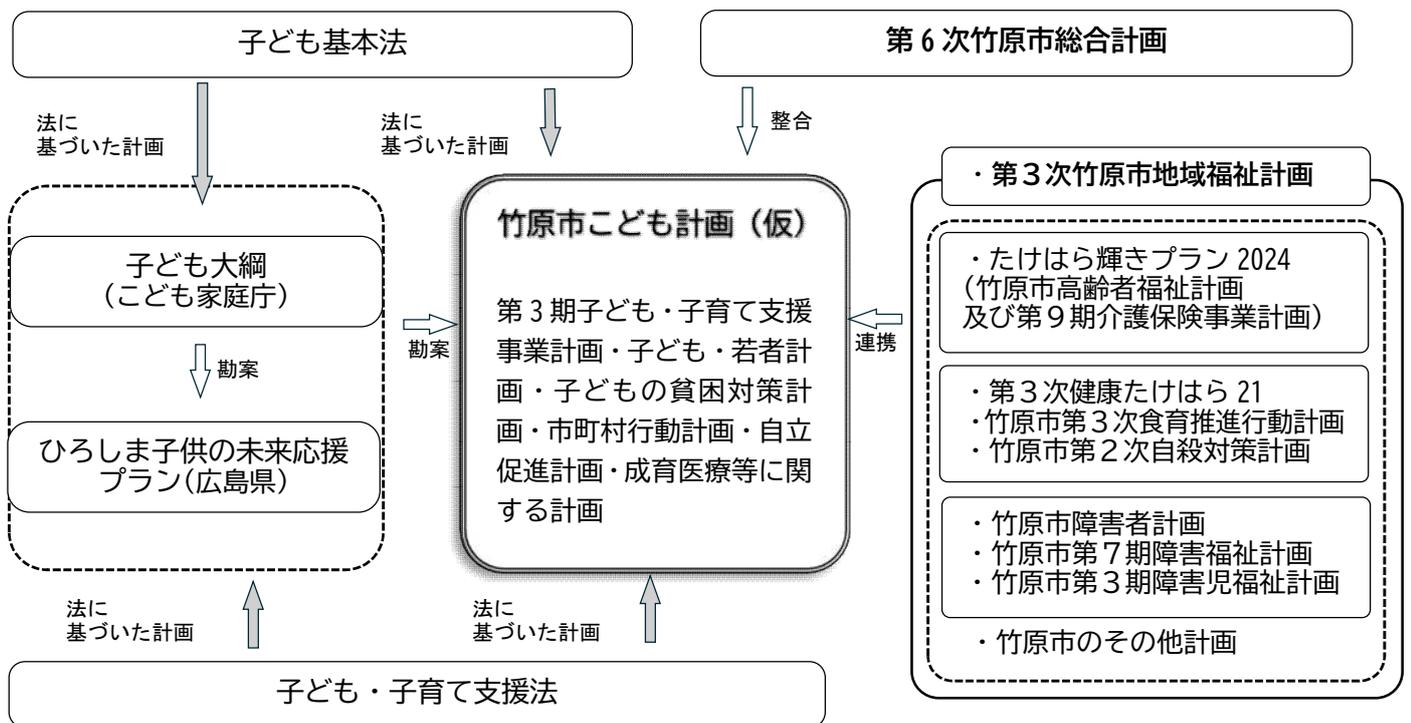
また、本計画は、「第6次竹原市総合計画」をはじめとして、子どもとまちづくりに関する上位計画、関連計画との整合・連携を図って策定し、本計画に基づき子育てに関する施策を総合的に推進します。

### ※1 子ども・子育て支援法第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

### ※2 こども基本法第10条第2項

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



## ○計画期間

計画期間は、次に示すように令和7年度から5年間とします。

令和元年 年度 (2019)	令和2 年度 (2020)	令和3 年度 (2021)	令和4 年度 (2022)	令和5 年度 (2023)	令和6 年度 (2024)	令和7 年度 (2025)	令和8 年度 (2026)	令和9 年度 (2027)	令和10 年度 (2028)	令和11 年度 (2029)
子供・若者育成支援推進大綱				子ども大綱(こども家庭庁)						
子供の貧困対策の推進に関する大綱										
少子化社会対策大綱										
ひろしま子供の未来応援プラン(広島県)						次期ひろしま子供の未来応援プラン(広島県)				
第6次竹原市総合計画										
第2期子ども・子育て支援事業計画						竹原市こども計画(仮称)				

## ○策定スケジュール(案)

項目	令和6年							令和7年		
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(1) 子ども・子育てに関する現状の分析と課題の整理	←→									
(2) ヒアリング調査等			←→ 関係施設等ヒアリング							
(3) 需要量の見込みの算出、目標量の設定	←→ 人口推計		←→ 需要量の推計、目標量・確保量							
(4) 事業計画骨子案の策定	←→			←→ 計画骨子案						
(5) 事業計画案の策定					←→ 素案作成		←→ 計画(案)策定			
(6) パブリックコメントの実施						←→ パブリックコメント				
(7) 計画書及び概要版の作成								←→ 修正・編集・デザイン等		
(8) 子ども・子育て会議の支援		◎ 第1回		◎ 第2回		◎ 第3回		◎ 第4回		

令和6年度中に子ども子育て会議を4回程度開催し、令和7年3月末までに「竹原市こども計画(仮称)」を策定します。

また、素案ができた段階で、子どもの意見を聴く機会を設ける予定です。